

斜里町ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、斜里町がインターネット上に公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について、斜里町広告掲載要綱（平成20年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第2条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、斜里町広告掲載申込書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったとき、その内容を審査し、斜里町広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により、申込者へ通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第3条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町が指定する形式により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

(広告内容等)

第4条 掲載する広告のデザイン、内容等は、ホームページのイメージを損なうことがないように広告主と調整して掲載するものとする。

2 掲載するバナー広告にイラスト、写真、ロゴマーク等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行うものとし、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

(広告掲載の位置及び掲載順序)

第5条 広告を掲載する位置はホームページ内の町長が定める位置とし、掲載順序はホームページの広告欄の上部から次に掲げる順位に従い掲載する。

(1) 町内に事業所等を有する者の広告

(2) 町外に事業所等を有する者の広告

(広告の規格及び禁止表現)

第6条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、1枠の規格は次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦45ピクセル×横170ピクセル

(2) 形式 GIF、JPEG、PNG

(3) データ容量 30キロバイト以内

2 高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは掲載できない。

(広告の掲載料及び納付等)

第 7 条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 町内に事業所等を有するもの 1 枠 1 カ月 8,000 円
- (2) 前号以外のもの 1 枠 1 カ月 10,000 円

- 2 掲載料は、1 カ月のバナー広告掲載後、その月分ごとに納付しなければならない。ただし、広告主から申し出があった場合には、その年度分の掲載料を一括で納付することができるものとする。
- 3 掲載料は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。
- 4 バナー広告の掲載枠数は、町長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第 8 条 広告を掲載する期間は毎月の初日から末日までの 1 カ月を単位とし、1 年間を限度とするが更新を妨げない。

- 2 広告掲載期間中に、サーバー等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、前項の規定に関わらず、その閉鎖した時間に応じ、次のとおり当該広告の掲載期間を延長するものとする。

閉鎖した時間	延長する日数
8 時間以上 24 時間以内	1 日
24 時間以上	閉鎖日数 + 1 日

(広告掲載の募集)

第 9 条 広告掲載の募集は、広報紙、ホームページなどの広告媒体を活用して行うものとする。

(広告掲載の取消)

第 10 条 町長は、次の各号に該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告主のホームページの内容が変更され「斜里町広告掲載要綱」及び「斜里町広告掲載基準」の規定に反していると判断したとき、又は事前の連絡なく閉鎖されたとき
- (2) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (3) 指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合
- (4) 広告主または広告内容等が不相当と判明したとき

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。